

令和 6 年度

保 育 所 ・ 認 定 こ と も 園 入 所 案 内



小野市市民福祉部子育て支援課

小野市内認可保育所・認定こども園一覧表

(すべて社会福祉法人) ※定員は変更になることがあります。

保育所名	所在地	定員	開所時間	電話番号
亀鶴こども園 (2・3号)	河合中町 726-1	90	7:00~19:00	66-7808
中央こども園 (2・3号)	新部町 916-1	80	7:00~19:00	66-2944
栗生こども園 (2・3号)	栗生町 2951-1	90	7:00~20:00	66-5947
みやま保育園	中谷町 200-2	40	7:00~19:00	67-0158
下東条中央保育園	小田町 1687-1	80	7:00~19:00	67-0250
下東条西保育所	住吉町 16-4	110	7:00~19:00	67-0312
小野ひまわり保育所	広渡町 66	70	7:00~19:00	62-5129
白百合こども園 (2・3号)	敷地町 1501-7	140	7:00~19:00	62-2823
市場こども園 (2・3号)	市場町 767	100	7:00~19:00	62-2044
北辰こども園 (2・3号)	高田町 1828-1	110	7:00~19:00	62-2865
光明保育所	神明町 298	60	7:00~20:00	62-6969
小野こども園 (2・3号)	黒川町 478-4	195	7:00~19:00	62-2881
育ヶ丘保育園	育ヶ丘町 1481-100	90	7:00~19:00	63-7010
来住保育所	下来住町 1361-1	140	7:00~19:00	62-4080

認定こども園 (1号) の開所時間・定員は以下のとおりです。

亀鶴こども園 (1号)	9:00~14:00	15人
中央こども園 (1号)	9:00~14:00	9人
栗生こども園 (1号)	9:00~14:00	15人
白百合こども園 (1号)	9:00~14:00	15人
市場こども園 (1号)	9:00~14:00	9人
北辰こども園 (1号)	9:00~14:00	9人
小野こども園 (1号)	9:00~14:00	15人

※小野保育所は、令和6年4月から認定こども園へ移行する予定です。

※認定こども園の1号は幼稚園利用、2・3号は保育所利用となります。

各園の詳細は小野市のホームページ内でもご覧いただけます。

小野市ホームページ→子育て・学校→育児→保育所・
こども園・幼稚園→保育所・認定こども園→保育所・
認定こども園一覧 (市内・認可) でご覧ください。



令和6年度 保育所・認定こども園入所申込について

1. 保育所・認定こども園とは

保育所は、保護者等が共に働いている場合や、病気などの理由により、保育を必要とする児童を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

認定こども園は、保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持つ施設で、3～5歳児は保護者が働いているいないにかかわらず利用することができます。

小野市内の保育所・認定こども園は、すべて社会福祉法人です。子ども・子育て支援法の施行により、幼稚園・保育所・認定こども園等に入所させるためには、教育・保育給付認定（1号認定・2号認定・3号認定）を受ける必要があります。教育・保育給付認定の詳細については、別紙を参照してください。利用時間等の別については、よくあるお問い合わせの欄をご覧ください。

【幼稚園・保育所・認定こども園を利用できる子どもの区分】

年齢	区分	利用要件	利用できる施設
3～5歳	1号認定 基本利用時間9時～14時	なし	幼稚園（市内の公立幼稚園は4歳以上児のみ） 認定こども園（幼稚園部）
	2号認定 基本利用時間7時～18時 （短時間は8時～16時）	保護者が保育の必要な事由（就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護、求職中など）に該当	保育所 認定こども園（保育園部）
0～2歳	3号認定 基本利用時間7時～18時 （短時間は8時～16時）		

※基本利用時間は市内の認可施設の場合です。

2. 保育所・認定こども園保育園部（2号・3号認定）に入所できるのは

おおむね生後6ヶ月すぎ（6ヶ月未満児はご相談ください。）から小学校入学前までの保育を必要とする児童が入所できます。「保育を必要とする」とは、保護者のいずれもが次の事項に該当する場合をいいます。

- ①就労していること（1ヶ月48時間以上就労していることを常態としていること）
- ②妊娠しているか、出産後間もないこと（出産の場合は、産前2ヶ月の初日から、産後2ヶ月が経過する月の末日まで）
- ③保護者が疾病・障害を有していること
- ④同居または長期入院等をしている親族を常時介護、または看護をしていること
- ⑤災害復旧活動に従事していること

- ⑥求職活動を継続的に行っていること（起業準備を含む。）
- ⑦就学していること
- ⑧虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）のおそれがあること
- ⑨上記に類する状態として小野市長が認めること

※ 勤務予定や求職中で入所された場合は、入所後 3 ヶ月以内に勤務証明を提出してください。「保育を必要とする事由を証明する書類」が未提出のままでは、引き続き保育の実施ができません。

※ 産前・産後を理由に入所された場合、原則産後 2 ヶ月の末日が経過した後は保育所等を利用することができません。期間経過後別の理由により入所させる場合は、新たな入所申請が必要であるため、入所調整等の結果によっては入所できないこともあります。

※ 育休復帰で就労される方は、育休復帰月又は育休復帰月の前月から入所が可能です。ただし、育休復帰月が4月の場合で、3月からの入所を希望される場合、年度を跨ぎますので令和5年度と令和6年度の2種類の申し込みが必要です。

※ 保育を必要とする要件に該当しなくなった場合、保育の実施ができなくなります。

※ 令和6年4月1日時点で満3歳以上のお子さんは、認定こども園の幼稚園部（1号認定）を利用することができます。 幼稚園部への入園を希望される方は、各施設へ直接お申し込みください。 認定こども園の幼稚園部への入園は、上記の①～⑨までの要件は必要ありません。

3. 保育所・認定こども園保育園部（2号・3号認定）の保育時間について

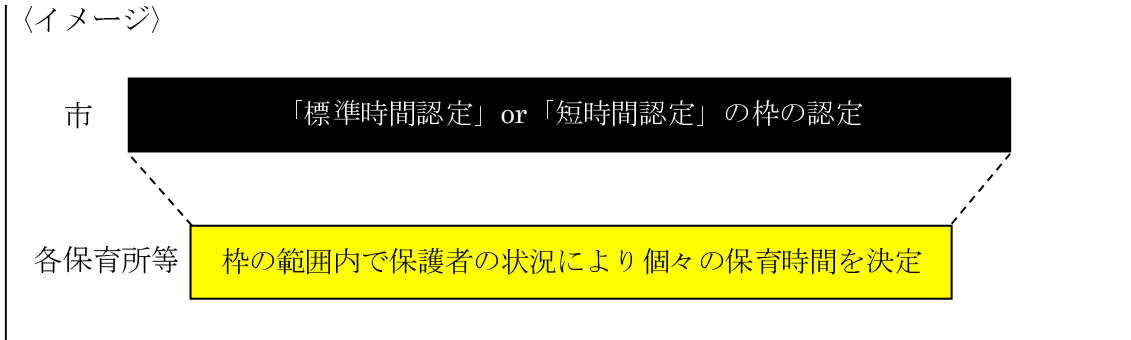
2号認定又は3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に分けられ、利用可能時間が異なります。

- (1) 「保育標準時間」利用 : 利用可能時間は最大11時間です。
- (2) 「保育短時間」利用 : 利用可能時間は最大8時間です。

なお、保育標準時間の目安は、月120時間以上の就労をしている場合等です。

〈保育必要量の認定と保育時間の関係について〉

「標準時間認定」と「短時間認定」の保育必要量の認定については、あくまで市として、各児童が8時間から11時間までの範囲での利用となるか、8時間以内の利用となるかの大枠を決めるものであり、実際の個々の保育時間の決定は、各園においてその枠の範囲内で、保護者の勤務時間や通勤時間、勤務実態等の状況により、調整の上、行われることとなります。入所時に必要な時間を園とご相談ください。



4. 受付のながれ

【認定こども園**幼稚園部**】

① 認定こども園に直接利用申込み	➡	② 認定こども園で入所者の選考（抽選等）	➡	③ 入園内定者に、市で1号認定の教育・保育給付認定を行う。	➡	④ 入園手続き（入園説明会など） ※施設から案内あり
------------------	---	----------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------

※ 市内の認定こども園の受付期間は、10月2日（月）から13日（金）です。

（受付期間以降に幼稚園部への入所を希望される場合は、直接各園にお問い合わせください。）

※ 市外の認定こども園の利用をご希望の場合は、各園に受付期間をお問い合わせください。子育て支援課では受付を行いません。（申込書類は、各園でお受け取りください。）

【保育所・認定こども園**保育園部**（市外を含む）】

① 市役所子育て支援課に利用申込み	➡	② 市で教育・保育給付認定を行う。	➡	③ 市で入所調整・入所決定	➡	④ 入園手続き（入園説明会など） ※施設から案内あり
-------------------	---	-------------------	---	---------------	---	-------------------------------

【募集期間と決定通知について（市内園の場合）】

	受付期間（土・日・祝除く）	受付場所	入所決定通知
1次募集	令和5年10月3日（火）～ 令和5年10月20日（金）	小野市役所子育て支援課（庁舎2階）	令和6年1月末頃
2次募集	令和6年1月4日（木）～ 令和6年1月31日（水）		令和6年2月末頃
3次募集	令和6年2月1日（木）～ 令和6年2月29日（木）		令和6年3月中旬頃
随時募集	令和6年4月～毎月20日まで		毎月25日前後

- 注意**・新規入所希望の方は上記期間中受付をしますが、入所希望者が施設の定員を上回る場合は、市の定める基準に基づき利用調整（入所選考）を行い、各施設の入所者を決定します。利用調整にあたっては、保護者の就労状況や家庭状況等により保育の必要性を点数化し、点数の高い世帯から優先的に入所決定をしますので入所調整の結果、希望保育所等を変更していただく場合があります。
- ・申し込み時点ですでに出産されており、育休明けで5月1日以降の入所をご希望の方は、勤務証明等で育児休業期間の証明が可能な場合、一斉受付で申し込んでください。
 - ・2次募集では、就労が決定している方を最優先し、未就労の場合は3次募集での入所調整に回っていただきます。空きがあれば入所の申請は可能ですが、すでに定員が埋まっている場合など、入所ができない場合もあります。
 - ・4月1日入所については、DV・転入など緊急性の高い場合を除き、2月29日で締め切ります。以降は最短で5月1日以降の入所になります。
 - ・令和6年5月以降も随時入所の受付をおこないますが、定員に空きがない場合等、希望園に入園できないことがあります。また5月以降の入所受付期限は入所希望月の前月20日まで（20日が休日等の場合は直前の平日）です。

5. 入所申込み手続き

入所申込みに必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 保育所入所申込書…児童1人につき1通必要です。
- (2) 教育・保育給付認定申請書…保育を必要とする理由を決定するための書類です。児童1人につき1通必要です。
- (3) 保育要件証明書…保護者は必須です。保護者以外の65歳未満の大人の方も（世帯分離をされている場合でも、同居又は同一敷地内に住んでいる場合は）可能な限り提出してください。（提出がない場合、保護者以外の同居の親族が子どもを保育することができるとして、利用の優先度が調整されることがあります。）
※各保育要件について必要な書類は次頁の表を参考にしてください。
- (4) 保育料口座振替依頼書…小野市内に支店がある金融機関及び三井住友銀行の各支店で口座振替可能です。（きょうだいが入所していても提出が必要です。）
※3～5歳児クラスの申込者については不要です。

保育を必要とする事由	必要な書類（保育要件証明書）	
就労（会社員、パートなど）	就労証明書	勤務先、事業主が証明
就労（自営業、農業など）	・就労証明書（自営主が記入） ・確定申告書の写し、通帳の写し等収入状況がわかる書類	
妊娠、出産	母子手帳の写し（母親の氏名・出産予定日のわかるもの）	
病気、ケガ、障害など	診断書、身障手帳の写し等	
育児休業明け	就労証明書（育児休業期間が明記されているもの）	勤務先、事業主が証明
病人等の看護・介護など	診断書、要介護度がわかる書類、看護・介護等のスケジュールがわかる書類	
求職活動中の方	求職中であることが分かる書類（ハローワークの求職カードの写し、雇用保険受給証明書の写しなど）	
就学中の方	在学証明書、学生証、時間割表	
その他	市が必要と認める書類	

※ 病人等の看護・介護、就学中の方などについては、詳細が不明な場合、聞き取りをする場合があります。

※ 提出後、証明書の内容に変更が生じた場合は、必ず新しい証明書を子育て支援課まで提出してください。

※ 入所後、年長児以外は毎年8月頃に次年度継続にかかる書類を提出していただきます。その際、保育要件証明書が必要です。

※ 保育を必要とする理由や保育要件証明書の記載内容に虚偽があった場合、入所を取り消すことがあります。

※ 小野市から転出される場合は手続きが必要ですので、子育て支援課へお越しください。

※ 上記の各書類は、小野市子育て支援課窓口および各保育所に備え付けてあります。

6. 障害のあるお子さんの申込みについて

「2. 保育所・認定こども園保育園部に入所できるのは」の①～⑨に該当し、集団保育が可能なお子さんであれば入所申込みができます。園庭開放の機会等を利用していただき各保育所・認定こども園にご相談ください。（ただし、入所を確約するものではありません。）

保育はそれぞれのお子さんの発達状況に応じて行いますが、障害に対する専門的な訓練等を行うことはできませんのでご了承ください。

7. 保育料

保育料は一律ではなく、1号については無料、2・3号については父母等の市民税所得割額を合算した金額に応じて、小野市保育料徴収基準額表により決定します。

また、3～5歳児クラスのすべての子どもと0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもについては、保育料が無料となっております。

新年度の保育料については、令和6年4月頃にお知らせします。来年度9月以降の保育料は次年度の市民税所得割額により決定します。

令和6年4月～令和6年8月	令和6年9月～令和7年3月
令和5年度の市民税所得割額により決定	令和6年度の市民税所得割額により決定

※ 保育料の納付は口座振替になります。(引落日は原則毎月月末・12月のみ28日、ただし、月末等が平日でない場合は、直後の平日に振替。)

認定こども園等を利用される場合は、施設・設置者へ直接納付となり、各施設等で決められた納付方法・納付期限になります。

※ 入所された年の4月1日現在の満年齢で決定するため、誕生日を迎えたことを理由として年度中の保育料が変わることはありません。

※ 退所される場合は、退所月の末日までに退所届を提出してください。退所届が提出されなければ保育料が発生します。

※ 小野市へ転入された方は、保育料を決定するために下記の申告が必要になります。

令和5年1月2日以降に小野市に転入された方	令和5年1月1日現在の住所地で必ず住民税の申告をしておいてください。
令和6年1月2日以降に小野市に転入された方	令和6年1月1日現在の住所地で必ず住民税の申告をしておいてください

※ すでに市民税所得割額がわかる書類を持っている場合は、入所申込時に提出してください。申告がない場合は保育料の決定ができないため、入所できないことがあります。

【保育料軽減について】

- ① 同一世帯から2人以上のお子さんが保育所に入所されている場合は、2人目の保育料は半額、3人目以降の保育料は無料になります。(同一世帯で幼稚園や認定こども園等に入園されている場合も算定対象人数とします。) また同一世帯から2人以上のお子さんが保育所に入所されていない場合でも、一定の所得割額未満の場合は、2人目以降のお子さんの保育料が軽減されることがあります。
- ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める母子家庭及び父子家庭の世帯、在宅障害児(者)を有する世帯については、一定の所得割額未満の場合保育料が軽減されることがありますので、該当される方は申し出てください。(ひとり親の場合、母子または父子の認定が必要です。在宅障害児(者)の場合、身体障害者手帳、精神障

害者保健福祉手帳、療育手帳等の提出が必要です。)

8. 特別保育体制

保育内容	実施保育所	事業内容
延長保育	すべての保育所 認定こども園(保育園部)	18時以降19時(20時)まで、保育時間を延長できます。別途費用が必要です。(短時間保育は16時から)
預かり保育	認定こども園(幼稚園部)	認定こども園(幼稚園部)の利用児童が、14時以降に家庭で保育できない場合に利用することができます。別途費用が必要です。
一時預かり	保育所 認定こども園	緊急・一時的に保育が必要なときに利用できます。別途費用が必要です。
障害児保育	保育所 認定こども園	集団生活が可能な、障害のあるお子さんを受入れます。詳細は各施設にご相談ください。
休日保育	亀鶴こども園	日曜・祝日等の保育を実施しています。
地域子育て支援 拠点事業	来住保育所	市内の子育て支援の拠点として、子育て親子の交流の場を提供し、子育てに関する相談や関連情報を提供しています。 親子共に遊びを通して様々なことが体験できます。別途費用が必要です。

9. 注意事項

- ・ 小野市民で市外の保育所・認定こども園等を希望される場合は、小野市役所子育て支援課へ申し込んでください。
- ・ 申込書の記載内容(保育の希望期間等)に変更があったときは、速やかに子育て支援課まで連絡してください。



よくあるお問合せ

Q1. 認定こども園とは何ですか?利用時間の内訳は?

A1. 認定こども園は、保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園部(1号認定:3~5歳)と保育園部(2号認定:3~5歳、3号認定:0~2歳)の利用ができます。幼稚園部は保護者が働いているいないにかかわらず利用ができます。

1号認定のお子さんは、9時から14時までは2号認定のお子さんと一緒に各年齢のクラスと一緒に教育を受け、14時で降園します。その後2号認定のお子さんは、保

護者のお迎えがあるまで園で保育を受けます。3号認定のお子さんは、保育所同様、朝から夕方まで保育を受けます。

Q2. 認定こども園の幼稚園部（1号認定）の利用を申請したいのですが…

A2. 認定こども園の幼稚園部の利用を申請される場合は、各施設へ直接申し込んでください。保育園部の利用申し込みとは別となるためご注意ください。

Q3. 4月から入所していて、10月で3歳になります。誕生日を迎えたら保育料は変わりますか？

A3. 保育料は入所された年の4月1日現在の満年齢で決定するため、誕生日を迎えても保育料は変わりません。

Q4. 市外の保育所に入所したいのですが、どこで申込をするのでしょうか？

A4. 保育所の入所申込みは、住民票がある住所地での申込みになります。市外の保育所を希望される場合でも、小野市に住民票がある場合は、小野市役所子育て支援課での申込みになります。

なお、既に市外への転出が決まっていて、転出先の保育所を希望される場合はできるかぎり早めにご連絡ください。

Q5. 他市（A市）へ転出するのですが、転出後も今の保育所に行き続けたいのですが？

A5. 転出された月の月末で、小野市には退所届けを提出していただきます。A市に転入後にA市の保育所担当課で、再度入所申込みをしてください。申込みが遅くなると引き続き入所できなくなる場合がありますので、住民票の異動後、速やかに手続きをしてください。

Q6. 今から仕事を探したいのですが、保育所に入れますか？

A6. 求職中として入所できるのは3ヶ月間なので、申込後3ヶ月以内に勤務証明書等の提出が必要です。3ヶ月経過後勤務証明書が未提出の場合、保育の継続ができません。

Q7. 同居している祖父母がいるのですが、祖父母の分も証明書が必要ですか？

A7. 65歳未満の場合は証明書を提出してください。提出がない場合、保護者以外の同居の親族が子どもを保育することができるとして、利用の優先度が調整されることがあります。

Q8. 入所承諾通知をもらいましたが、辞退したいのですが…

A8. 速やかに子育て支援課までご連絡ください。また、「保育所入所辞退届」を提出してください。

Q9. 市外から入所させたいのですが…

A9. 令和6年3月末までに小野市への転入が確実な方で、関係書類（土地や家屋の購入・建築関係の契約書、マンションなどの賃貸借契約書等の写しなど）を添付できる方については、小野市に直接申し込んでいただくことが可能です。（入所調整が必要な場合は、市内児童として扱います。）小野市の申し込み期間内に直接小野市にお申し込みください。（ただし、令和6年3月31日までに転入が確認できない場合は、入所を取り消すことがあります。）

それ以外の方については、現在お住まいの市区町村を通じてお申し込みください。ただし、各保育所・こども園の定員の空きが3人以下の場合は、市内児童の入所枠を確保するため、入所をお断りすることがありますのでご了承ください。

お問い合わせ先

〒675-1380

小野市中島町 531 小野市役所

市民福祉部子育て支援課

(0794) 63-1000 内線 610・612